

重度心身障害者医療費助成制度の窓口無料化を求める意見書

現在、各自治体で実施されている重度心身障害者医療費助成制度は、障害のある方の経済的負担を軽減し、必要な医療の確保に重要な役割を果たしています。しかし、本市を含む多くの自治体が採用している「自動償還方式」などの償還払い制度では、受給者が一旦医療機関の窓口で一部負担金を支払う必要があり、会計完了までの待ち時間や支払い動作が、身体の不自由な方やその家族にとって大きな身体的・精神的負担となっています。また、一時的とはいえ窓口での負担金が高額になる場合では、経済的に余裕のない世帯の生計を圧迫する深刻な事態も招いています。

２０１４年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約」や、２０２４年に施行された改正障害者差別解消法において、社会的障壁を取り除くための「合理的配慮の提供」が法的義務化されたことを踏まえれば、現行の支払い方式を見直すことは喫緊の課題です。

障害のある方が地域で安心して自立した生活を送り、必要な医療を躊躇なく受けられる環境を整備するためには、年齢を問わず全世代にわたって「現物給付（窓口無料化）」を広げていく必要があります。

よって、政府におかれましては、地方自治法第９９条の規定に基づき、次の事項を速やかに実施するよう強く要望いたします。

要望事項

- １． 重度心身障害者医療費助成制度において、受給者が窓口で費用を支払う必要のない「現物給付（窓口無料化）」による公的負担制度を確立すること。
- ２． 地方自治体が独自に実施する窓口無料化に対し、国民健康保険の国庫負担金を減額する調整措置（ペナルティ）を直ちに全廃するとともに、国の制度として必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月２２日

韮 崎 市 議 会